

草津市学校教育情報化推進懇談会について

■ 令和7年度草津市学校教育情報化推進懇談会について

本市では、「教育の情報化」の基本的な考え方と目指すべき方向性を明らかにするとともに、上位計画である草津市教育振興基本計画等に掲げる目標の達成と各種施策の確実な実行を担保し、すべての児童生徒に「生きる力」につながる学力を身に付けさせることを目的とし、令和3年度に「草津市学校教育情報化推進計画第2期計画」を策定しました。

第2期計画最終年となる令和7年度につきましては、計画のPDCAサイクルの中で必要な意見交換、懇談の場として設置した「草津市学校教育情報化推進懇談会」において、令和6年度の評価および令和7年度年次計画の進捗確認等について、公募市民や教育関係者、有識者等からの意見や提言を受けて計画を実行していくとともに、次年度以降の年次計画を作成します。

■ 令和6年度の評価

計画の目標値については達成できなかった項目があるものの、草津市教育情報化推進懇談会において各事業の進捗状況等を報告し、外部委員からの意見も参考に進捗管理を行い、計画に基づき着実に各事業を実施しました。

基本目標	到達目標	目標値	実績値
1	ICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒 (全国学力・学習状況調査より)	95%以上	令和6年度 項目削除
	電子黒板やタブレットを使った授業はわかりやすいと思う児童生徒 (児童生徒アンケートより)	94%以上	91.4%
2	様々なメディアから必要な情報を選び出し、自分の考えを効果的にまとめることができる児童(小学6年生)(児童生徒アンケートより)	80%以上	86.1%
	TPOに合わせ、メディアを効果的に活用し、表現することができる生徒(中学3年生)(児童生徒アンケートより)	80%以上	77.4%
	携帯電話・スマートフォン等の使い方について、家の人と約束したことを守っている児童生徒(全国学力・学習状況調査より)	72%以上	令和5年度 項目削除
3	授業にICTを活用して指導する能力について肯定的に回答する教員 (文部科学省調査より)	90%以上	83.7%
4	学校との連絡手段等のデジタル化・ペーパーレス化が進み、利便性が向上したと思う保護者(保護者アンケートより)	80%以上	95.2%
	校務のデジタル化が進み、業務負担が軽減されたと思う教職員 (教職員アンケートより)	80%以上	70.2%
	情報セキュリティ事故の発生件数	0件	0件

■ 令和6年度の主な取組について（重点事業）

【基本目標1（1） New草津型アクティブ・ラーニングの推進】

New草津型アクティブ・ラーニングについて、校長会や教育委員会主催の研修会等で周知・啓発を行い、その趣旨の理解に努め、1人1台端末を効果的に活用する授業が増加しました。

また、小学校および中学校各1校の研究指定校において、New草津型アクティブ・ラーニングの実践研究を推進しました。令和6年12月および令和7年1月には、それぞれ研究発表大会を開催し、公開授業・実践発表・外部講師による指導講評および講演を含む事後研究会を実施しました。実践等をリーフレットにまとめ、市内全教員に周知するため、学習eポータルに掲載しました。

【基本目標1（3） 特別な支援や配慮を要する児童生徒に対するICTを活用した学びの保障】

支援の対象を4分類（①障がいのある児童生徒、②病気療養児等、③不登校児童生徒、④日本語指導が必要な児童生徒）とし、特別な支援を必要とする児童生徒に対してアセスメントに基づく適切な支援ができるよう、デジタル教材を活用しています。さらに、ICTを活用した取組としては、「小1学びの基礎育成事業」において、1人1台端末でMIM（多層指導モデル）デジタル版を活用し、つまずきの早期発見・早期支援を図る中、令和4年度から全14小学校での実施を実現し、令和6年度も継続して実施しました。

【基本目標2（2） 情報モラルに関する指導の充実】

情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルと必要な知識を習得させる必要があることから、各校から情報モラルに関する学習活動を集約し、教育情報化リーダー研修会で実践事例を周知しました。また、情報モラル教育においては、こどもたちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導し、保護者等とも共通理解を図ることが重要であることから、家庭との連携を強化するため、学習eポータルに学習動画を掲載し、保護者とともに視聴したり考えたりできるように環境を整えました。

【基本目標3（2） 教員間におけるICT活用格差の解消】

4月に市外からの転任者や新任者を対象とした研修を2回実施することで、草津市のICT教育への理解を深め、1人1台端末の効果的な活用へとつなげることができました。その後も、各校で行うICTに関わる研修会にフォローアップとして参加するなどし、個々のスキルアップを図り、学校全体、市全体のICT活用指導力向上へとつなげることができました。

また、個々のICT活用指導力に応じた初級研修会・中級研修会を計3回開催し、受講生のICT活用指導力の向上に努めました。

【基本目標4（1） 学校・保護者・地域との連携手段のデジタル化の推進】

アンケート調査のデジタル化、学校通信等のペーパーレス化、保護者から学校への欠席連絡など教育現場のデジタル化を実現する情報共有アプリを令和5年度に導入し、その利便性と操作方法の周知に努めることで、各校での利用率が高まりました。アプリ導入により、紙代やインク代のコスト削減、印刷時間や配布時間の削減による働き方改革にもつながりました。

また、学校HPを直感的な操作で作成できるCMSも令和5年度に導入し、ブログ形式で簡単な手順でHPの更新ができるようにしました。誰もがすぐに学校の情報を保護者や地域の方に発信できるように環境を整えました。

■ 令和7年度の取組について

教育の情報化に係る今年度の取組のうち、新たな取組や拡大の取組があるのは以下の事業です。

1. 学校ICT更新事業

【関連：基本目標1（2）計画的なICT環境整備とICTを活用した学びの推進】

【関連：基本目標4（2）校務のデジタル化の推進】

2. 生成AIに関する調査研究

【関連：基本目標4（2）校務のデジタル化の推進】

(目的)

第1条 草津市の小中学校におけるICT活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市学校教育情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員10人以内で開催する。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。

- (1) 情報教育に精通する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 学校教育の関係者（ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者）
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

3 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

4 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(役割)

第3条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。

- (1) 教育情報化の具体的な実施方法、推進に関すること。
- (2) 草津市学校教育情報化推進計画の策定に関すること。
- (3) 先進地事例の調査および情報収集に関すること。
- (4) その他教育の情報化に関すること。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校政策推進課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

付 則（平成28年7月20日教委告示第13号）

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

付 則（令和2年9月1日教委告示第18号）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則（令和7年9月18日教委告示第20号）

この要綱は、令和7年9月18日から施行する。